令和７年６月 12 日

公立大学法人札幌市立大学
理事長　　中　島　秀　之　様

公立大学法人札幌市立大学

監事　　谷口　雅子

監事　　橋場　弘之

監　査　報　告　書

地方独立行政法人法第 13 条第４項の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学の令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで）の業務及び財務の状況に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

監事は、役員及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、当期の監査計画に従い、役員会への出席、役員及び職員からの職務執行状況の聴取、内部監査結果及び業務方法書等に係る聴取並びに関連資料の査閲、取得資産の視察、予算及び決算内容に係る聴取並びに関連資料の査閲などを行い、また、会計監査人である養和監査法人から、実施した監査の概要及び監査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財務の状況について監査を実施しました。

２　監査の結果

（１）業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認めます。

（２）役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について、特に指摘すべき事項は認められません。

（３）役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

（４）会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（５）財務諸表及び事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示していることを認めます。

以上